

7. パートタイム労働者を雇用する事業主への支援

1. キャリアアップ助成金

パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（以下「有期契約労働者等」といいます。）の企業内でのキャリアアップを図るため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などを実施した事業主に対して支給する助成金です。

○キャリアアップ助成金

正規雇用等転換コース

※（ ）内は大企業の額（短時間正社員コースは大規模事業主）

正規雇用等に転換または直接雇用（以下「転換等」といいます。）する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成します。

- ①有期→正規：1人あたり40万円（30万円）
- ②有期→無期：1人あたり20万円（15万円）
- ③無期→正規：1人あたり20万円（15万円）

<1年度1事業所あたり10人まで>

※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人あたり①10万円、②5万円、③5万円を加算します。

人材育成コース

有期契約労働者等に
・一般職業訓練（OFF-JT） または
・有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練）
を行った場合に助成します。

●OFF-JT分の支給額

賃金助成・・・1人1時間あたり 800円（500円）

経費助成・・・1人あたり 20万円（15万円）を上限

●OJT分の支給額

実施助成・・・1人1時間あたり 700円（700円）

<1年度1事業所あたりの支給限度額は500万円>

処遇改善コース

すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合に助成します。

1人あたり1万円（0.75万円）

<1年度1事業所あたり100人まで>

※「職務評価」の手法を活用の場合、1事業所あたり 10万円（7.5万円）上乗せ

健康管理コース

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します。

1事業所あたり 40万円（30万円）

<1事業所あたり1回のみ>

短時間正社員コース

短時間正社員制度を規定し、①雇用する労働者を短時間正社員に転換し、または②短時間正社員を新規で雇い入れた場合に助成します。

1人あたり20万円（15万円）

<短時間労働者の週所定労働時間延長コースの人数と合計し、1年度1事業所あたり10人まで>

※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人あたり10万円加算

短時間労働者の週所定労働時間延長コース

週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合に助成します。

1人あたり10万円（7.5万円）

<短時間正社員コースの人数と合計し、1年度1事業所あたり10人まで>

助成金を受給するためには

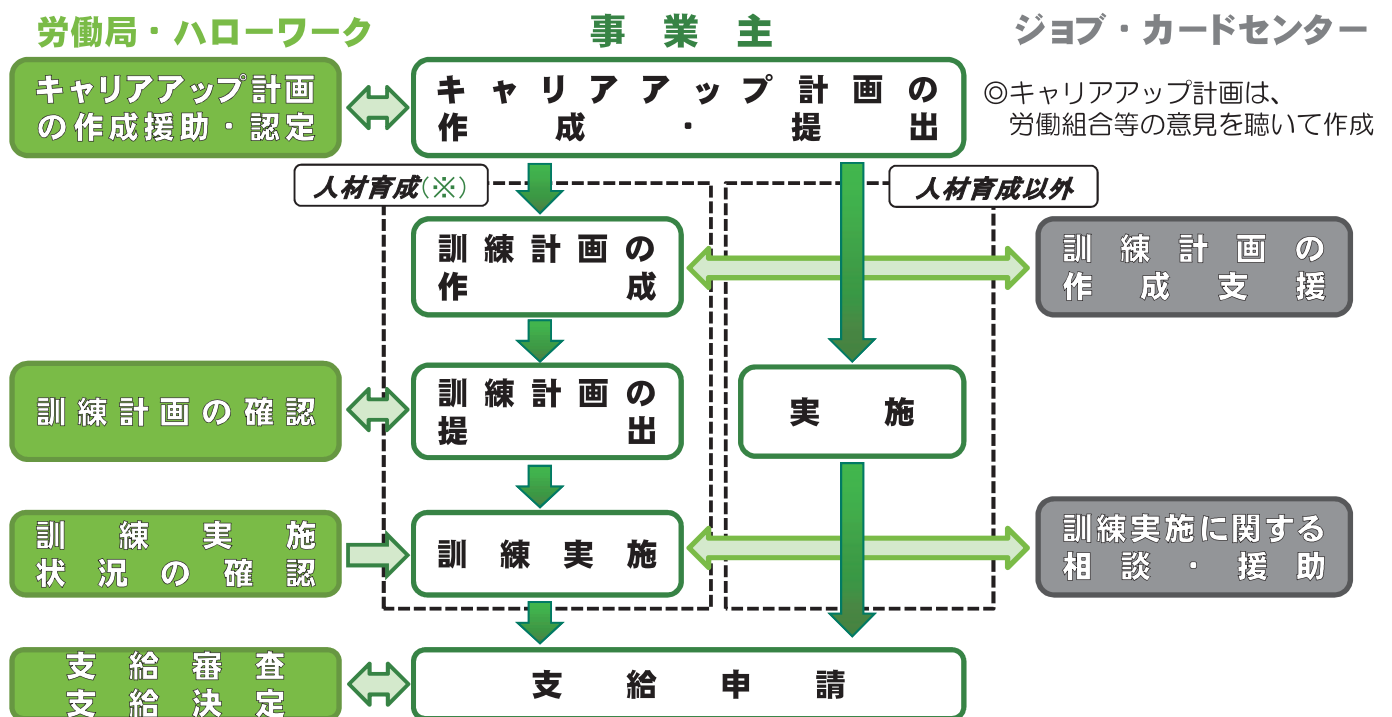
キャリアアップ計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

なお、人材育成コースについては、キャリアアップ計画の認定後（同時提出可）、訓練開始前までに、職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

※「キャリアアップ計画」とは、有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、事業主の方々のおおまかな取り組みのイメージ（対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等）をあらかじめ記載していただくものです。

受給までの流れ

(※)「有期実習型訓練」を実施する場合、訓練対象者に「ジョブ・カード」の交付が必要です。ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよび交付は、ハローワーク、ジョブ・カードセンター等で実施しています。



助成金の詳細や支給申請については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

又は、最寄りの都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。